

指針素案

- 1 目的・趣旨
- 2 発生の報告
- 3 調査主体
- 4 調査の実施
- 5 情報の整理・報告
- 6 今後の支援方策
- 7 当該児童生徒・保護者への情報提供
- 8 結果についての地方公共団体の長等への報告

<参考> 報告事項の例

※赤字は「試案」から追記等した箇所である。

1 目的・趣旨

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条では、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」と規定されている。

このうち、**法第28条第1項第2号の重大事態（以下「不登校重大事態」という。）**の調査の趣旨・目的は、不登校に至った事実関係を整理することで、①当該児童生徒が欠席を余儀なくされている状況（いじめ）を解消し、②当該児童生徒の学校復帰の支援につながるものである。**法第28条第1項第1号の重大事態のうち児童生徒が自殺した場合の調査の目的¹とは異なる部分があり、そのためその調査主体の判断や調査方法等についても異なる点があることに留意が必要である。**また、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を**直接の目的とするものでない**ことは言うまでもなく、**学校及び設置者はたとえ自らに不都合なことがあったとしても、事実にはっきりと向き合おうとする姿勢が何よりも重要である。**

また、いじめの解消は調査の大きな目的の一つであるが、同時に、学校及び設置者においては、いじめを受けた児童生徒の学習面における遅れや悩みを解消していく必要があること、いじめを行った児童生徒に対しても調査を通じ**毅然^{きげん}**とした指導を行う必要があること等にも留意すべきである。

また、本調査を実施する前提として、学校及びその設置者は以下のような点に平常時から留意し、研修等の機会を通じて教職員の意識を啓発することが重要である。①いじめ防止対策推進法の重大事態とは何か理解すること②重大事態の調査は学校と設置者が連携することが重要であること③平素から、指導方針に係る保護者等への説明、組織的な対応、記録の整理、重大事態発生時の対応の確認を行うこと

2 発生の報告

学校は、以下のような項目（例）を**地方公共団体の長等に報告する。**

- ① **当該学校名・当該児童生徒の氏名・学年・性別**
- ② **欠席期間その他当該児童生徒の状況**
- ③ **重大事態と判断した根拠**（児童生徒・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその訴えの内容）

（留意点）

・公立の学校は教育委員会を經由して当該地方公共団体の長へ報告する。国立大学法人の

¹子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）P3 ①今後の自殺防止に活かすため
②遺族の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため③子供と保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため

附属学校は、当該国立大学法人の学長を通じ、文部科学大臣へ報告する（「児童生徒の事件等報告書」を様式として活用することが考えられる）。私立学校は当該学校法人の長へ報告する。

- ・ 発生の報告は、重大事態であると判断した後迅速に行うことを重視すべきである。
- ・ 他方、重大事態か否かの判断に当たっては、本来重大事態とされるべき事案を重大事態とせず処理してしまうことのないよう、学校は欠席期間が30日（目安）に到達する前から設置者に報告・相談したり、判断に際してもよく設置者と協議したりするなど、丁寧に対応することが必要である。
- ・ 不登校重大事態となる「相当の期間」については、国のいじめ防止基本方針において年間30日としているところであるが、一定期間連続して欠席しているような場合には上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に²調査に着手することが必要である。

3 調査主体

学校の設置者において調査主体（学校の設置者又は学校）を判断する。不登校重大事態の調査はいじめの解消といじめを受けた児童生徒の学校復帰の支援につなげることを目的としており、校内の日常の様子や教職員・児童生徒の状況は学校において把握していることを踏まえると、調査に際して学校の果たす役割は大きい。調査主体として学校に設置されているいじめ防止対策推進法第22条の組織を母体とした組織を活用することを検討するとともに、仮に、設置者において調査することとなった場合も学校は主体的に調査に関わることが重要である。

（留意点）

- ・ 学校が調査主体となった場合、設置者は学校に対し適切に指導助言を行い、学校を支援することが必要である。
- ・ 学校に調査組織を設置するに当たっては、当該重大事態の性質に応じ、適切な外部専門家（心理・福祉の専門家、教員経験者、生徒指導に関する学識経験者、相談業務に従事している関係機関の専門家等）を調査組織に加えたり、調査結果を外部専門家に諮問したりする等の方法により、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・ 学校と関係する児童生徒の保護者間のトラブルが非常に深刻化しておりもはや関係修復

² 「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について」（平成27年3月31日付け26文科初第1479号初等中等教育長通知）において、病気やけがなどの正当な事由がなく児童生徒が連続して欠席している場合、3日を目安に校長等へ報告を行うとしており、正当な事由がなく7日以上連続して欠席し、児童生徒本人の状況の確認ができていない場合は学校が設置者に報告を行うとしている。

が難しい場合や、大きく報道されているなど、学校の負担が過大で調査を実施することにより学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合などは、学校の設置者において調査を実施することも考えられる。

4 調査の実施

主に、聞き取り（以下「聴取」という。）による調査を実施する。対象者は、当該児童生徒、保護者、教職員（学級・学年・部活動関係等）、関係する児童生徒などが想定される。調査すべき内容としては、いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員のこれまでの指導経緯等が想定される。ただし、不登校重大事態の調査においては、重大事態が発生（欠席日数が30日（目安）に到達）してはじめて聴取が行われるのではなく、欠席が続いた時点から聴取している内容や指導記録等の整理が中心となることが想定される。

（留意点）

- ・ 不登校児童生徒の中には、その原因を話したがらないものがあることを踏まえ、無理に当該児童生徒からの聴取を行うのではなく周囲の児童生徒や教職員等から多角的に情報収集するなど状況に応じた柔軟な対応が必要である。
- ・ 聴取に際しては、児童生徒に自由に話させる、聴取を行う者の主観で発言を解釈したり評価したりしない、オープンな質問（二者択一等でなく回答内容が児童生徒に委ねられるような質問）をするなどの点に留意する³。
- ・ いじめを行った児童生徒や関係する児童生徒からの聴取に際しては、特に聴取の環境や時間帯にも留意する。また、聴取することについて当該児童生徒の保護者へ知らせる等の配慮が必要である。

5 情報の整理・報告

重大事態の発生から、~~1ヶ月程度を目途に~~、聴取した内容や指導記録から得られた情報等を書面にとりまとめる（※「報告事項の例」参照）。

（留意点）

- ・ 調査期間中に当該児童生徒が学校復帰した場合も、その時点での情報をとりまとめる。
- ・ 不登校児童生徒への聴取を申し入れたが実施できなかった場合などには、その旨も記載。

6 今後の支援方策

調査した内容を踏まえて、当該児童生徒が学校に復帰できるよう、家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して、今後の支援方策を検討することが重要である。その際、「児童生徒理解・教育支援シート」等の既存の資料を活用する。

³ 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）P18 参照

7 当該児童生徒・保護者への情報提供

聴取結果（及び今後の支援方策）について、当該いじめを受けた児童生徒及びその保護者に説明する。また、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を、希望する場合には聴取の結果の報告に添えることができる旨を説明する。

法第 28 条第 2 項の規定に基づき、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に情報提供しなければならないが、この際、いじめを行った児童生徒のプライバシー保護にも配慮する必要がある。具体的には、公立の学校の場合は当該地方公共団体の個人情報保護条例を、国立の学校の場合は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律を、私立の学校の場合は文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドラインを参考にしつつ、当該法令等の範囲内で提供できる限りの情報を提供することとなる。

（留意点）

- ・欠席が 30 日に到達する前後には、提供できる情報の範囲について具体的な方針を立て、いじめを受けた児童生徒及び保護者に説明する。
- ・また、調査の対象となった児童生徒及び保護者にも、いじめを受けた児童生徒及び保護者に情報提供する旨を説明する。
- ・いじめを行った児童生徒には、事実に基づきいじめが許されない行為であることを学校と家庭が連携して指導する必要があることから、当該児童生徒及びその保護者にも調査結果について情報提供する。その際、あらかじめ、被害児童生徒及びその保護者に加害側に情報提供する旨を伝え、理解を得るように努める。

8 結果についての地方公共団体の長等への報告

聴取の結果等を書面にまとめ、地方公共団体の長等に報告する。報告を受けた地方公共団体の長等は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査（以下、「再調査」という。）を行うことができるとされている。地方公共団体の長等による再調査があれば、学校及び設置者は資料の提供や聴取等に協力する。

報告事項の例

1. 当該児童生徒
(学校名)
(学年・学級・性別)
(氏名)
2. 欠席期間・当該児童生徒の状況
3. 調査の概要
(調査期間)
(調査組織及び構成員)
(調査方法)
(外部専門家が調査に参加した場合は当該専門家の属性)
4. 調査内容
 - ① 当該児童生徒・保護者
 - ② 教職員
 - ③ 関係する児童生徒・保護者
 - ④ その他 (家庭環境等)
 - ⑤ 調査結果のまとめ (いじめに当たるかどうか、調査組織の所見含む)
5. 今後の当該児童生徒及び関係する児童生徒への支援方策